



三重県公報

令和4年8月30日 (火)

第 341 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
54	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	3
告 示			
535	令和4年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	6
536	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	7
537	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
538	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
539	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
540	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	9
541	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	9
542	同件	(同)	11
543	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水産振興課)	11
544	同件	(同)	11
545	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(雇 用 対 策 課)	12
546	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	12
547	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	14
548	同件	(同)	14
549	同件	(同)	15
550	同件	(同)	16
551	同件	(同)	17
公 安 委 告 示			
21	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公 安 委 員 会)	17
22	運転免許取得者等教育の認定に関する規則の規定に基づく教育課程の変更の届出	(同)	29
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	30
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	30
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	31
	同件	(同)	31
	同件	(同)	31
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	32
	同件	(同)	32

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 32
土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出	(都 市 政 策 課) 33
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課) 33
特 定 調 達 公 告	
随意契約の相手方を決定した旨	(宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロジェクトチーム) 33

規 則

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年八月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十四号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）</p> <p>第十六条 条例第四条第一項第八号ロの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他の役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条並びに第二十二條第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）</p>	<p>（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）</p> <p>第十六条 条例第四条第一項第八号ロの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他の役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第二十二條第一項第三号ロにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）</p>
<p>第二十二條 条例第十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>イ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十二條 条例第十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 23 条関係)

受付印

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日 三重県知事 宛て	主たる事務所の所在地	〒 電話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	直近の指定日	年 月 日
前事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日	

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第 11 条第 1 項の規定により、以下の書類を提出します。

	チェック欄		
(1) 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
提出しない場合		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (____ 年度)			
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (____ 年度)			
(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類		(4) 条例第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 7 号、第 8 号イ及びロ、第 9 号、第 10 号及び第 11 号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		条例第 4 条第 1 項第 1 号基準チェック表 (第 1 表)	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引		条例第 4 条第 1 項第 2 号基準チェック表 (第 2 表)	
		条例第 4 条第 1 項第 7 号基準チェック表 (第 7 表)	
		「役員状況」 (第 7 表付表 1)	
		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」 (第 7 表付表 2)	
③ 寄附者 (当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		条例第 4 条第 1 項第 8 号基準チェック表 (第 8 表) 初葉	
		条例第 4 条第 1 項第 9 号基準チェック表 (第 9 表)	
		条例第 4 条第 1 項第 10 号基準チェック表 (第 10 表)	
		条例第 4 条第 1 項第 11 号基準チェック表 (第 11 表)	
		欠格事由チェック表	

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第 11 条第 1 項の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月 7 日以内に、同条例第 10 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類（同項第 4 号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を、知事に提出する必要があります。ただし、同条例第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

(規格 A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申出書等は、改正後の地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の規定に基づいて提出された申出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用するることができる。

告 示

三重県告示第 535 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 4 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 4 年 11 月 17 日 (木)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

令和 4 年 9 月 30 日（金）から同年 10 月 11 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 4.5 cm、横 3.5 cm で、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 536 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	福祉用具貸与	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定福祉用具販売	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	介護予防福祉用具貸与	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定介護予防福祉用具販売	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	福祉用具貸与	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定福祉用具販売	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	介護予防福祉用具貸与	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定介護予防福祉用具販売	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地	訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地	名張市夏見 2859 番地 1	令和 4 年 7 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地	介護予防訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地	名張市夏見 2859 番地 1	令和 4 年 7 月 1 日
医療法人白馬会ルピナス歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号グリーンフォレスト 2-DE	居宅療養管理指導	名称	医療法人白馬会ルピナス歯科鈴鹿	ワイワイデンタルクリニック鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日
医療法人白馬会ルピナス歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号グリーンフォレスト 2-DE	介護予防居宅療養管理指導	名称	医療法人白馬会ルピナス歯科鈴鹿	ワイワイデンタルクリニック鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 537 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日

みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	居宅療養管理指導	令和4年6月30日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月30日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	居宅療養管理指導	令和4年6月30日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月30日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	居宅療養管理指導	令和4年6月30日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月30日

三重県告示第 538 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	福祉用具貸与	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定福祉用具販売	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	介護予防福祉用具貸与	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定介護予防福祉用具販売	名称	住環境事業部	訪問介護 森伸 住環境事業部	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	福祉用具貸与	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定福祉用具販売	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	介護予防福祉用具貸与	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
住環境事業部	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	特定介護予防福祉用具販売	所在地	伊勢市河崎 1 丁目 8-19 エクシードビル 1 階	伊勢市河崎 1 丁目 12-7	令和 3 年 12 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地	訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地	名張市夏見 2859 番地 1	令和 4 年 7 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地	介護予防訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地	名張市夏見 2859 番地 1	令和 4 年 7 月 1 日
医療法人白馬会 ルピナス歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号グリーンフォレスト 2-DE	居宅療養管理指導	名称	医療法人白馬会 ルピナス歯科鈴鹿	ワイワイデンタルクリニック鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日
医療法人白馬会 ルピナス歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号グリーンフォレスト 2-DE	介護予防居宅療養管理指導	名称	医療法人白馬会 ルピナス歯科鈴鹿	ワイワイデンタルクリニック鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 539 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 6 月 30 日

三重県告示第 540 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 29 年 9 月 8 日 第 66 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農事組合法人 桑名農耕センター	代表理事 森田 俊紀	三重県桑名市大字大貝須 188 番地

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

- 登録の区分

品位等検査

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
森田 美保子	玄米	K 2428257

- 登録の更新日

令和 4 年 8 月 23 日

三重県告示第 541 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名
伊藤 半五郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字間之谷 2008
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
安田 貴子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字間之谷 2008 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
羽場 初三
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽北山字南奥谷 980
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 542 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

山中 崇

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字好谷 2592

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 543 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市阿児町安乗 219-3	山川 源一	志摩北	三重外湾漁業協同組合
志摩市阿児町国府 3705-23	安田 公洋	志摩北	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 4 年 8 月 30 日から同年 9 月 13 日まで

(2) 縦覧場所

志摩市阿児町安乗 355-22 三重外湾漁業協同組合安乗事業所

三重県告示第 544 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市志摩町和具 608-1	田邊 善郎	志摩南	三重外湾漁業協同組合
志摩市大王町波切 1491-1	小河 光昭	志摩南	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 4 年 8 月 30 日から同年 9 月 13 日まで

(2) 縦覧場所

志摩市志摩町和具 1896-53 三重外湾漁業協同組合和具事業所

三重県告示第 545 号

令和 4 年度三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の目的

本年の三重県内における事業所の福利厚生、休暇制度、労働環境等の状況を把握する。

2 調査の期間

令和 4 年 8 月 31 日（水）から同年 9 月 30 日（金）まで（31 日間）

3 調査対象事業所

日本標準産業分類の大分類に定める対象産業（ただし、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」を除く。）とし、そのうちの常用従業者規模が 10 人以上 300 人未満の事業所から抽出した 2,000 事業所

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 事業所の現況について
- (2) 常用従業者の状況について
- (3) 労働時間・休日休暇等について
- (4) 新規学卒者の採用やインターンシップについて
- (5) 正社員の中途採用について
- (6) 高年齢者雇用について
- (7) 仕事と家庭の両立支援について
- (8) 男女共同参画の取組について
- (9) メンタルヘルス対策への取組について
- (10) 多様な就労形態の導入について
- (11) 誰もが働きやすい職場づくりに関する意識について

三重県告示第 546 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上地店
伊勢市上地町 4331 番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 4 月 18 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,205 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	39 台	縦覧による
合 計	39 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	

荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで
--------	-------------------

- 7 届出の日
令和 4 年 8 月 17 日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 547 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津城山
津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295-1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- 3 変更年月日
令和 4 年 5 月 24 日
- 4 変更理由
代表者及び住所表記の変更のため
- 5 届出の日
令和 4 年 7 月 26 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 548 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年8月30日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン四日市泊

四日市市泊小柳町2番地1ほか20筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

代表者及び住所表記の変更のため

5 届出の日

令和4年7月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年8月30日から令和5年1月4日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年8月30日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊勢ララパーク

伊勢市小木町字曾祢 538 番地ほか 79 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1 号	神尾 啓治
(変更後)		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- 3 変更年月日
令和 4 年 5 月 24 日
- 4 変更理由
代表者及び住所表記の変更のため
- 5 届出の日
令和 4 年 7 月 26 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 550 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン桑名新西方
桑名市大字西別所字駒広 2104 ほか 45 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	神尾 啓治
(変更後)		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- 3 変更年月日
令和 4 年 5 月 24 日
- 4 変更理由
代表者変更のため
- 5 届出の日
令和 4 年 7 月 26 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 1 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 551 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊賀上野
伊賀市四十九町 1850 番ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	神尾 啓治

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4 年 7 月 26 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 21 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。ただし、第 2 項の改正規定は、令和 4 年 9 月 5 日から施行します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

改正後				改正前			
警察署 の名称	幹部交番 の名称及び 位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区	警察署 の名称	幹部交番 の名称及び 位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区
桑名警察署		大山田交番 桑名市松 ノ木四丁 目	桑名市のうち 大字播磨の一部（一般 国道 258 号以西の地 域）、大字西方の一部 （奥新田、坂ノ下）、 新西方一丁目、新西方 二丁目、新西方三丁 目、新西方四丁目、新 西方五丁目、 <u>新西方六 丁目、新西方七丁目</u> 、 藤が丘一丁目、藤が丘 二丁目、藤が丘三丁 目、藤が丘四丁目、藤 が丘五丁目、藤が丘六 丁目、藤が丘七丁目、 藤が丘八丁目、藤が丘 九丁目、松ノ木一丁 目、松ノ木二丁目、松 ノ木三丁目、松ノ木四 丁目、松ノ木五丁目、 松ノ木六丁目、松ノ木 七丁目、松ノ木八丁 目、星見ヶ丘一丁目、 星見ヶ丘二丁目、星見 ヶ丘三丁目、星見ヶ丘 四丁目、星見ヶ丘五丁 目、星見ヶ丘六丁目、 星見ヶ丘七丁目、星見 ヶ丘八丁目、星見ヶ丘 九丁目、大字坂井の一 部（茶山、奥山）、大 字星川、大字巖新田、 里町、中山町、大字森 忠、大字芳ヶ崎、大字 五反田、 <u>大字筑紫</u> 、大 字大仲新田、大字嘉例 川、陽だまりの丘一丁 目、陽だまりの丘二丁 目、陽だまりの丘三丁 目、陽だまりの丘四丁 目、陽だまりの丘五丁 目、陽だまりの丘六丁	桑名警察署		大山田交番 桑名市松 ノ木四丁 目	桑名市のうち 大字播磨の一部（一般 国道 258 号以西の地 域）、大字西方の一部 （奥新田、坂ノ下）、 新西方一丁目、新西方 二丁目、新西方三丁 目、新西方四丁目、新 西方五丁目、藤が丘一 丁目、藤が丘二丁目、 藤が丘三丁目、藤が丘 四丁目、藤が丘五丁 目、藤が丘六丁目、藤 が丘七丁目、藤が丘八 丁目、藤が丘九丁目、 松ノ木一丁目、松ノ木 二丁目、松ノ木三丁 目、松ノ木四丁目、松 ノ木五丁目、松ノ木六 丁目、松ノ木七丁目、 松ノ木八丁目、星見ヶ 丘一丁目、星見ヶ丘二 丁目、星見ヶ丘三丁 目、星見ヶ丘四丁目、 星見ヶ丘五丁目、星見 ヶ丘六丁目、星見ヶ丘 七丁目、星見ヶ丘八丁 目、星見ヶ丘九丁目、 大字坂井の一部（茶 山、奥山）、大字星 川、大字巖新田、里 町、中山町、大字森 忠、大字芳ヶ崎、大字 五反田、 <u>大字築紫</u> 、大 字大仲新田、大字嘉例 川、陽だまりの丘一丁 目、陽だまりの丘二丁 目、陽だまりの丘三丁 目、陽だまりの丘四丁 目、陽だまりの丘五丁 目、陽だまりの丘六丁 目、陽だまりの丘七丁

		目、陽だまりの丘七丁目、陽だまりの丘八丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田六丁目、大山田一丁目、大山田二丁目、大山田三丁目、大山田四丁目、大山田五丁目、大山田六丁目、大山田七丁目、大山田八丁目、筒尾一丁目、筒尾二丁目、筒尾三丁目、筒尾四丁目、筒尾五丁目、筒尾六丁目、筒尾七丁目、筒尾八丁目、筒尾九丁目				目、陽だまりの丘八丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田六丁目、大山田一丁目、大山田二丁目、大山田三丁目、大山田四丁目、大山田五丁目、大山田六丁目、大山田七丁目、大山田八丁目、筒尾一丁目、筒尾二丁目、筒尾三丁目、筒尾四丁目、筒尾五丁目、筒尾六丁目、筒尾七丁目、筒尾八丁目、筒尾九丁目
	桑名駅前交番	桑名市のうち		桑名駅前交番	桑名市のうち	
	桑名市桑栄町	大字桑名、蓮見町、参宮通、堤原、八間通、三栄町、 <u>常盤町</u> 、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、中央町四丁目、中央町五丁目、新矢田一丁目、新矢田二丁目、大字東方の一部（徳成町、尾野山南、城山を除く。）、大字尾野山、松並町一丁目、松並町二丁目、桜通、大字太夫、大字西方の一部（奥新田、坂ノ下を除く。）、大字播磨の一部（一般国道 258 号以西の地域を除く。）、大字蠣塚新田、大字西汰上、大字東汰上、大字上之輪新田、大字福島、駅元町、有楽町、末広町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、桑栄町、梅園通、汐見町一丁目、汐見町二丁目、汐見町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、大字北別所、高塚町一丁目、高塚町二丁目、高塚町三		桑名市桑栄町	大字桑名、蓮見町、参宮通、堤原、八間通、三栄町、 <u>常盤町</u> 、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、中央町四丁目、中央町五丁目、新矢田一丁目、新矢田二丁目、大字東方の一部（徳成町、尾野山南、城山を除く。）、大字尾野山、松並町一丁目、松並町二丁目、桜通、大字太夫、大字西方の一部（奥新田、坂ノ下を除く。）、大字播磨の一部（一般国道 258 号以西の地域を除く。）、大字蠣塚新田、大字西汰上、大字東汰上、大字上之輪新田、大字福島、駅元町、有楽町、末広町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、桑栄町、梅園通、汐見町一丁目、汐見町二丁目、汐見町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、大字北別所、高塚町一丁目、高塚町二丁目、高塚町三	

		<p>丁目、高塚町四丁目、高塚町五丁目、高塚町六丁目、清竹の丘、神成町一丁目、神成町二丁目、福島新町</p>			<p>丁目、高塚町四丁目、高塚町五丁目、高塚町六丁目、清竹の丘、神成町一丁目、神成町二丁目、福島新町</p>
内堀交番	桑名市のうち	<p>大字太平町、大字福岡町、大字福地、大字萱町、大字福江、大字小泉、<u>大字繩生</u>、大字和泉、大字江場の一部（柳之町を除く。）、大字大福の一部（一般国道1号以東の地域）、東矢田町、相川町、矢田礮、北鍋屋町、大央町、新築町、京橋町、南寺町、北寺町、今片町、今中町、今北町、太一丸、東太一丸、住吉町、船馬町、吉之丸、大字赤須賀、大字地藏、大字立田町、大字大貝須、大字小貝須、大字東野、柳原、新屋敷、大字本願寺の一部（一般国道1号以東の地域）、東鍋屋町、西鍋屋町、掛樋、一色町、鍛冶町、吉津屋町、南魚町、相生町、清水町、春日町、本町、川口町、三之丸、元赤須賀、伊賀町、内堀、外堀、八幡町、萱町、伝馬町、新町、入江葎町、紺屋町、京町、油町、田町、殿町、三崎通、宝殿町、宮町、風呂町、江戸町、片町、宮通、職人町、北魚町</p>	内堀交番	桑名市のうち	<p>大字太平町、大字福岡町、大字福地、大字萱町、大字福江、大字小泉、大字和泉、大字江場の一部（柳之町を除く。）、大字大福の一部（一般国道1号以東の地域）、東矢田町、相川町、矢田礮、北鍋屋町、大央町、新築町、京橋町、南寺町、北寺町、今片町、今中町、今北町、太一丸、東太一丸、住吉町、船馬町、吉之丸、大字赤須賀、大字地藏、大字立田町、大字大貝須、大字小貝須、大字東野、柳原、新屋敷、大字本願寺の一部（一般国道1号以東の地域）、東鍋屋町、西鍋屋町、掛樋、一色町、鍛冶町、吉津屋町、南魚町、相生町、清水町、春日町、本町、川口町、三之丸、元赤須賀、伊賀町、内堀、外堀、八幡町、萱町、伝馬町、新町、入江葎町、紺屋町、京町、油町、田町、殿町、三崎通、宝殿町、宮町、風呂町、江戸町、片町、宮通、職人町、北魚町</p>
馬道交番	桑名市のうち	<p>大字安永、大字東金井、大字西金井、城山台、大字桑部、大字能部、東正和台一丁目、東正和台二丁目、東正和台三丁目、東正和台四丁目、東正和台五丁</p>	馬道交番	桑名市のうち	<p>大字安永、大字東金井、大字西金井、城山台、大字桑部、大字能部、東正和台一丁目、東正和台二丁目、東正和台三丁目、東正和台四丁目、東正和台五丁</p>
	桑名市大字矢田			桑名市大字矢田	

		目、東正和台六丁目、東正和台七丁目、大字額田、大字蓮花寺、 <u>さくらの丘</u> 、大字西別所、大字上野、神楽町一丁目、神楽町二丁目、霞町一丁目、霞町二丁目、立花町一丁目、立花町二丁目、大字東方の一部（徳成町、尾野山南、城山）、大字本願寺の一部（一般国道1号以東の地域を除く。）、大字矢田、馬道一丁目、千代田町、三ツ矢橋、西矢田町、益生町、新地、福江町、大字大福の一部（一般国道1号以東の地域を除く。）、大字江場の一部（柳之町）、明正町、大字繁松新田、新倉持、大字稗田、大字増田			目、東正和台六丁目、東正和台七丁目、大字額田、大字蓮花寺、大字西別所、大字上野、神楽町一丁目、神楽町二丁目、霞町一丁目、霞町二丁目、立花町一丁目、立花町二丁目、大字東方の一部（徳成町、尾野山南、城山）、大字本願寺の一部（一般国道1号以東の地域を除く。）、大字矢田、馬道一丁目、千代田町、三ツ矢橋、西矢田町、益生町、新地、福江町、大字大福の一部（一般国道1号以東の地域を除く。）、大字江場の一部（柳之町）、明正町、大字繁松新田、新倉持、大字稗田、大字増田
	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市北警察署	朝日川越交番 <u>三重郡川越町大字豊田一色</u>	川越町のうち 大字亀崎新田、大字高松、大字豊田一色、大字北福崎、大字縄生、大字当新田、大字亀須新田、大字亀尾新田、大字南福崎 朝日町		四日市北警察署	朝日川越交番 <u>三重郡川越町大字富田一色</u>
	(略)	(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山警察署	江ヶ室交番 亀山市東町一丁目	亀山市のうち 井田川町、川合町、和田町、井尻町、菅内町、阿野田町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、 <u>天神町</u> 、海本町、御幸町、市ヶ坂町、若山町、羽若町、住山町、亀田町、アイリス町、椿世町、		亀山警察署	江ヶ室交番 亀山市東町一丁目

		みずきが丘、みずほ台、みどり町、栄町、北町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、高塚町、上野町、小下町、北鹿島町、南鹿島町、東御幸町、南崎町、西町、西丸町、本丸町、中屋敷町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、北山町、東台町、渋倉町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町			丘、みずほ台、みどり町、栄町、北町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、高塚町、上野町、小下町、北鹿島町、南鹿島町、東御幸町、南崎町、西町、西丸町、本丸町、中屋敷町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、北山町、東台町、渋倉町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町
	(略)	(略)		(略)	(略)
鈴鹿警察署	(略)	(略)		(略)	(略)
	平田交番	鈴鹿市のうち		平田交番	鈴鹿市のうち
	鈴鹿市算所二丁目	地子町、三日市町、三日市一丁目、三日市二丁目、三日市三丁目、三日市南一丁目、三日市南二丁目、三日市南三丁目、道伯町、道伯一丁目、道伯二丁目、道伯三丁目、道伯四丁目、道伯五丁目、住吉町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、国府町、八野町、平野町、庄野羽山一丁目、庄野羽山二丁目、庄野羽山三丁目、庄野羽山四丁目、庄野共進一丁目、庄野共進二丁目、庄野共進三丁目、庄野東一丁目、庄野東二丁目、庄野東三丁目、 <u>庄野町の一部（鈴鹿川以南の地域）</u> 、弓削町、弓削一丁目、弓削二丁目、甲斐町、竹野町、竹野一丁目、竹野二丁目、岡田町、岡田一丁目、岡田二丁目、岡田三丁目、算所町、算所一丁目、算所二丁目、算所三丁目、算所四丁目、算所五丁目、阿古曾町、大池一		鈴鹿市算所二丁目	地子町、三日市町、三日市一丁目、三日市二丁目、三日市三丁目、三日市南一丁目、三日市南二丁目、三日市南三丁目、道伯町、道伯一丁目、道伯二丁目、道伯三丁目、道伯四丁目、道伯五丁目、住吉町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、国府町、八野町、平野町、庄野羽山一丁目、庄野羽山二丁目、庄野羽山三丁目、庄野羽山四丁目、庄野共進一丁目、庄野共進二丁目、庄野共進三丁目、庄野東一丁目、庄野東二丁目、庄野東三丁目、 <u>庄野町の一部（久保、里屋敷）</u> 、弓削町、弓削一丁目、弓削二丁目、甲斐町、竹野町、竹野一丁目、竹野二丁目、岡田町、岡田一丁目、岡田二丁目、岡田三丁目、算所町、算所一丁目、算所二丁目、算所三丁目、算所四丁目、算所五丁目、阿古曾町、大池一

		丁目、大池二丁目、大池三丁目、平田町、平田中町、平田一丁目、平田二丁目、平田本町一丁目、平田本町二丁目、平田東町、平田新町
	(略)	(略)
庄野警察官駐在所	鈴鹿市のうち	庄野町の一部（鈴鹿川以南の地域を除く。）
鈴鹿市汲川原町		汲川原町、和泉町、小田町、西富田町、中富田町
石薬師警察官駐在所	鈴鹿市のうち	石薬師町、上野町、上田町
鈴鹿市石薬師町		
加佐登警察官駐在所	鈴鹿市のうち	加佐登一丁目、加佐登二丁目、加佐登三丁目、加佐登四丁目、加佐登町、津賀町、広瀬町、高塚町
鈴鹿市加佐登三丁目		
椿警察官駐在所	鈴鹿市のうち	椿一宮町、追分町、深溝町の一部（市道花川東庄内線以西の地域）
鈴鹿市山本町		山本町、大久保町
久間田警察官駐在所	鈴鹿市のうち	下大久保町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、深溝町の一部（市道花川東庄内線以西の地域を除く。）
鈴鹿市下大久保町		三畑町、岸田町、花川町
	(略)	(略)
	(略)	(略)
津警察署	河芸町交番	津市のうち
	津市河芸町一色	河芸町東千里、河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町中瀬、河芸町高佐、河芸町南黒田、河芸町北黒

		目、大池二丁目、大池三丁目、平田町、平田中町、平田一丁目、平田二丁目、平田本町一丁目、平田本町二丁目、平田東町、平田新町
	(略)	(略)
庄野警察官駐在所	鈴鹿市のうち	庄野町の一部（久保、里屋敷を除く。）
鈴鹿市汲川原町		汲川原町、和泉町、小田町、西富田町、中富田町
石薬師警察官駐在所	鈴鹿市のうち	石薬師町、上野町、上田町の一部（日本コンクリート社宅、字岩気を除く。）
鈴鹿市石薬師町		
加佐登警察官駐在所	鈴鹿市のうち	上田町の一部（日本コンクリート社宅、字岩気）
鈴鹿市加佐登三丁目		加佐登一丁目、加佐登二丁目、加佐登三丁目、加佐登四丁目、加佐登町、津賀町、広瀬町、高塚町
椿警察官駐在所	鈴鹿市のうち	椿一宮町、追分町、深溝町の一部（京新田）
鈴鹿市山本町		山本町、大久保町
久間田警察官駐在所	鈴鹿市のうち	下大久保町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、深溝町の一部（京新田を除く。）
鈴鹿市下大久保町		三畑町、岸田町、花川町
	(略)	(略)
	(略)	(略)
津警察署	河芸町交番	津市のうち
	津市河芸町一色	河芸町東千里、河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町中瀬、河芸町高佐、河芸町南黒田、河芸町北黒

			田、河芸町三行、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目、河芸町杜の街三丁目、河芸町杜の街四丁目、河芸町杜の街五丁目、河芸町久知野、河芸町上野、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町西千里、河芸町千里ヶ丘				田、河芸町三行、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目、河芸町久知野、河芸町上野、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町西千里、河芸町千里ヶ丘
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪警察署		(略)	(略)	松阪市のうち	川井町交番	松阪市のうち	
		松阪市川井町	新町、黒田町、大黒田町、田村町、桜町、井村町、田牧町、殿村町、八重田町、日丘町、伊勢寺町、岩内町、小阿坂町、大阿坂町、小野町、美濃田町、上ノ庄町、中ノ庄町、六軒町、松崎浦町、 <u>松ヶ島町</u> 、市場庄町、久米町、塚本町、川井町、西之庄町、魚町、新座町、殿町、泉町、五反田町一丁目、五反田町二丁目、五反田町三丁目、五反田町四丁目、五反田町五丁目、五月町、内五曲町、外五曲町、曲町、野村町、深長町		松阪市川井町	新町、黒田町、大黒田町、田村町、桜町、井村町、田牧町、殿村町、八重田町、日丘町、伊勢寺町、岩内町、小阿坂町、大阿坂町、小野町、美濃田町、上ノ庄町、中ノ庄町、六軒町、松崎浦町、 <u>松ヶ島町</u> 、市場庄町、久米町、塚本町、川井町、西之庄町、魚町、新座町、殿町、泉町、五反田町一丁目、五反田町二丁目、五反田町三丁目、五反田町四丁目、五反田町五丁目、五月町、内五曲町、外五曲町、曲町、野村町、深長町	
		(略)	(略)			(略)	(略)
		射和警察官駐在所	松阪市のうち 中万町、射和町、阿波曾町、庄町、 <u>御麻生園町</u> 、上蛸路町、八太町、下蛸路町		射和警察官駐在所	松阪市のうち 中万町、射和町、阿波曾町、庄町、 <u>御麻生園町</u> 、上蛸路町、八太町、下蛸路町	
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢警察署		(略)	(略)	伊勢市のうち	宇治交番	伊勢市のうち	
		伊勢市宇治浦田一丁目	朝熊町の一部（箕曲瀬を除く。）、 <u>一字田町</u> 、 <u>宇治館町</u> 、 <u>宇治中之切町</u> 、 <u>宇治今在家町</u> 、 <u>宇治浦田町</u> 、 <u>藤里</u>		伊勢市宇治浦田一丁目	朝熊町の一部（箕曲瀬を除く。）、 <u>宇治館町</u> 、 <u>宇治今在家町</u> 、 <u>藤里町</u> 、 <u>旭町</u> 、 <u>勢田町</u> 、 <u>倭町</u> 、 <u>楠部町</u> 、 <u>鹿海</u>	
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			町、旭町、倭町、鹿海町、楠部町、中村町、宇治浦田一丁目、宇治浦田二丁目、宇治浦田三丁目、勢田町、桜木町、中之町、古市町、久世戸町、中村町桜が丘				町、一字田町、中村町、宇治浦田一丁目、宇治浦田二丁目、宇治浦田三丁目、宇治中之切町、宇治浦田町、桜木町、中之町、古市町、久世戸町
		(略)	(略)			(略)	(略)
	玉城町蚊野警察官駐在所 度会郡玉城町蚊野	玉城町のうち	昼田、岩出、宮古、勝田、田宮寺、山神、積良、原、蚊野、矢野、野篠、岡出、小社曾根、富岡、山岡、中角		玉城町蚊野警察官駐在所 度会郡玉城町蚊野	玉城町のうち	昼田、岩出、宮古、勝田、田宮寺、山神、積良、原、蚊野、矢野、野篠、岡出、小社曾根、富岡、山岡、中角
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
名張警察署	桔梗が丘交番 名張市桔梗が丘1番町1街区	名張市のうち	下小波田、上小波田、蔵持町原出、桔梗が丘南1番町1街区、桔梗が丘南1番町2街区、桔梗が丘南1番町3街区、桔梗が丘南2番町1街区、桔梗が丘南2番町2街区、桔梗が丘南3番町1街区、桔梗が丘南3番町2街区、桔梗が丘南3番町3街区、桔梗が丘南4番町1街区、蔵持町芝出、蔵持町里、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西、八幡、薦生、葛尾、家野、鶴山、西田原、東田原、南古山、美旗町藤が丘、新田、美旗町中1番、美旗町中2番、美旗町中3番、美旗中村、美旗町池の台西、美旗町池の台東、桔梗が丘1番町1街区、桔梗が丘1番町2街区、桔梗が丘1番町3街区、桔梗が丘1番町4街区、桔梗が丘1番町5街区、桔梗が丘1番町6街区、桔梗が丘2番町1街区、桔梗が	名張警察署	桔梗が丘交番 名張市桔梗が丘1番町1街区	名張市のうち	下小波田、上小波田、蔵持町原出、桔梗が丘南1番町一街区、桔梗が丘南一番町二街区、桔梗が丘南一番町三街区、桔梗が丘南二番町一街区、桔梗が丘南二番町二街区、桔梗が丘南三番町一街区、桔梗が丘南三番町二街区、桔梗が丘南三番町三街区、桔梗が丘南四番町一街区、蔵持町芝出、蔵持町里、八幡、薦生、葛尾、家野、鶴山、西田原、東田原、南古山、美旗町藤が丘、新田、美旗町中一番、美旗町中二番、美旗町中三番、美旗中村、美旗町池の台西、美旗町池の台東、桔梗が丘一番町一街区、桔梗が丘一番町二街区、桔梗が丘一番町三街区、桔梗が丘一番町四街区、桔梗が丘一番町五街区、桔梗が丘一番町六街区、桔梗が丘二番町一街区、桔梗が丘二番町二街区、桔梗が

			<p>が丘 2 番町 2 街区、桔梗が丘 2 番町 3 街区、桔梗が丘 2 番町 4 街区、桔梗が丘 2 番町 5 街区、桔梗が丘 2 番町 6 街区、桔梗が丘 2 番町 7 街区、桔梗が丘 3 番町 1 街区、桔梗が丘 3 番町 2 街区、桔梗が丘 3 番町 3 街区、桔梗が丘 3 番町 4 街区、桔梗が丘 4 番町 1 街区、桔梗が丘 4 番町 2 街区、桔梗が丘 4 番町 3 街区、桔梗が丘 4 番町 4 街区、桔梗が丘 4 番町 5 街区、桔梗が丘 4 番町 6 街区、桔梗が丘 4 番町 7 街区、桔梗が丘 5 番町 1 街区、桔梗が丘 5 番町 2 街区、桔梗が丘 5 番町 3 街区、桔梗が丘 5 番町 4 街区、桔梗が丘 5 番町 5 街区、桔梗が丘 5 番町 6 街区、桔梗が丘 5 番町 7 街区、桔梗が丘 5 番町 8 街区、桔梗が丘 5 番町 9 街区、桔梗が丘 5 番町 10 街区、桔梗が丘 5 番町 11 街区、桔梗が丘 5 番町 12 街区、桔梗が丘 6 番町 1 街区、桔梗が丘 6 番町 2 街区、桔梗が丘 6 番町 3 街区、桔梗が丘 7 番町 1 街区、桔梗が丘 7 番町 2 街区、桔梗が丘 7 番町 3 街区、桔梗が丘 8 番町 1 街区、桔梗が丘 8 番町 2 街区、桔梗が丘 8 番町 3 街区、桔梗が丘 8 番町 4 街区、桔梗が丘 8 番町 5 街区、桔梗が丘西 1 番町、桔梗が丘西 2 番町 1 街区、桔梗が丘西 2 番町 2 街区、桔梗が丘西 2 番町 3 街</p>				<p>丘二番町三街区、桔梗が丘二番町四街区、桔梗が丘二番町五街区、桔梗が丘二番町六街区、桔梗が丘二番町七街区、桔梗が丘三番町一街区、桔梗が丘三番町二街区、桔梗が丘三番町三街区、桔梗が丘三番町四街区、桔梗が丘四番町一街区、桔梗が丘四番町二街区、桔梗が丘四番町三街区、桔梗が丘四番町四街区、桔梗が丘四番町五街区、桔梗が丘四番町六街区、桔梗が丘四番町七街区、桔梗が丘五番町一街区、桔梗が丘五番町二街区、桔梗が丘五番町三街区、桔梗が丘五番町四街区、桔梗が丘五番町五街区、桔梗が丘五番町六街区、桔梗が丘五番町七街区、桔梗が丘五番町八街区、桔梗が丘五番町九街区、桔梗が丘五番町十街区、桔梗が丘五番町十一街区、桔梗が丘五番町十二街区、桔梗が丘六番町一街区、桔梗が丘六番町二街区、桔梗が丘六番町三街区、桔梗が丘七番町一街区、桔梗が丘七番町二街区、桔梗が丘七番町三街区、桔梗が丘八番町一街区、桔梗が丘八番町二街区、桔梗が丘八番町三街区、桔梗が丘八番町四街区、桔梗が丘八番町五街区、桔梗が丘西一番町、桔梗が丘西二番町一街区、桔梗が丘西二番町二街区、桔梗が丘西二番町三街区、桔梗が丘西三番町一街区、</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

		<p>区、桔梗が丘西 3 番町 1 街区、桔梗が丘西 3 番町 2 街区、桔梗が丘西 3 番町 3 街区、桔梗が丘西 4 番町 1 街区、桔梗が丘西 4 番町 2 街区、桔梗が丘西 4 番町 3 街区、桔梗が丘西 5 番町 1 街区、桔梗が丘西 5 番町 2 街区、桔梗が丘西 5 番町 3 街区、桔梗が丘西 6 番町 1 街区、桔梗が丘西 6 番町 2 街区、桔梗が丘西 7 番町、さつき台 1 番町、さつき台 2 番町、西原町、美旗町南西原</p>			<p>桔梗が丘西三番町二街区、桔梗が丘西三番町三街区、桔梗が丘西四番町一街区、桔梗が丘西四番町二街区、桔梗が丘西四番町三街区、桔梗が丘西五番町一街区、桔梗が丘西五番町二街区、桔梗が丘西五番町三街区、桔梗が丘西六番町一街区、桔梗が丘西六番町二街区、桔梗が丘西七番町、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西、さつき台一番町、さつき台二番町、西原町、美旗町南西原</p>
名張駅前交番 名張市平尾	名張市のうち	<p>中知山、青蓮寺、南百合が丘、百合が丘東 1 番町、百合が丘東 2 番町、百合が丘東 3 番町、百合が丘東 4 番町、百合が丘東 5 番町、百合が丘東 6 番町、百合が丘東 7 番町、百合が丘東 8 番町、百合が丘東 9 番町、百合が丘西 1 番町、百合が丘西 2 番町、百合が丘西 3 番町、百合が丘西 4 番町、百合が丘西 5 番町、百合が丘西 6 番町、箕曲中村、瀬古口、鍛冶町、新町、南町、大谷、短野、下三谷、梅が丘南 1 番町、梅が丘南 2 番町、梅が丘南 3 番町、梅が丘南 4 番町、梅が丘南 5 番町、梅が丘北 1 番町、梅が丘北 2 番町、梅が丘北 3 番町、梅が丘北 4 番町、梅が丘北 5 番町、夏秋、松原町、大屋戸、東町、鴻之台 1 番町、鴻之台 2 番町、鴻之台 3 番町、鴻之台</p>	名張駅前交番 名張市平尾	名張市のうち	<p>中知山、青蓮寺、南百合が丘、百合が丘東一番町、百合が丘東二番町、百合が丘東三番町、百合が丘東四番町、百合が丘東五番町、百合が丘東六番町、百合が丘東七番町、百合が丘東八番町、百合が丘東九番町、百合が丘西一番町、百合が丘西二番町、百合が丘西三番町、百合が丘西四番町、百合が丘西五番町、百合が丘西六番町、箕曲中村、瀬古口、鍛冶町、新町、南町、大谷、短野、下三谷、梅が丘南一番町、梅が丘南二番町、梅が丘南三番町、梅が丘南四番町、梅が丘南五番町、梅が丘北一番町、梅が丘北二番町、梅が丘北三番町、梅が丘北四番町、梅が丘北五番町、夏秋、松原町、大屋戸、東町、鴻之台一番町、鴻之台二番町、鴻之台三番町、鴻之台</p>

		4 番町、鴻之台 5 番町、希中央 1 番町、希中央 2 番町、希中央 3 番町、希中央 4 番町、希中央 5 番町、夏見、桜ヶ丘、平尾、栄町、丸之内、榊町、中町、上本町、柳原町、本町、元町、豊後町、木屋町、朝日町、上八町、松崎町				四番町、鴻之台五番町、希中央一番町、希中央二番町、希中央三番町、希中央四番町、希中央五番町、夏見、桜ヶ丘、平尾、栄町、丸之内、榊町、中町、上本町、柳原町、本町、元町、豊後町、木屋町、朝日町、上八町、松崎町
	つつじが丘交番	名張市のうち		つつじが丘交番	名張市のうち	
	名張市つつじが丘北 5 番町	上長瀬、布生、神屋、下比奈知、つつじが丘南 1 番町、つつじが丘南 2 番町、つつじが丘南 3 番町、つつじが丘南 4 番町、つつじが丘南 5 番町、つつじが丘南 6 番町、つつじが丘南 7 番町、つつじが丘南 8 番町、つつじが丘北 1 番町、つつじが丘北 2 番町、つつじが丘北 3 番町、つつじが丘北 4 番町、つつじが丘北 5 番町、つつじが丘北 6 番町、つつじが丘北 7 番町、つつじが丘北 8 番町、つつじが丘北 9 番町、つつじが丘北 10 番町、春日丘 1 番町、春日丘 2 番町、春日丘 3 番町、春日丘 4 番町、春日丘 5 番町、春日丘 6 番町、春日丘 7 番町、富貴ヶ丘 1 番町、富貴ヶ丘 2 番町、富貴ヶ丘 3 番町、富貴ヶ丘 4 番町、富貴ヶ丘 5 番町、富貴ヶ丘 6 番町、滝之原、すずらん台東 1 番町、すずらん台東 2 番町、すずらん台東 3 番町、すずらん台東 4 番町、すずらん台東 5 番町、すずらん台西 1 番町、すずらん台西 2 番町、すずらん		名張市つつじが丘北五番町	上長瀬、布生、神屋、下比奈知、つつじが丘南一番町、つつじが丘南二番町、つつじが丘南三番町、つつじが丘南四番町、つつじが丘南五番町、つつじが丘南六番町、つつじが丘南七番町、つつじが丘南八番町、つつじが丘北一番町、つつじが丘北二番町、つつじが丘北三番町、つつじが丘北四番町、つつじが丘北五番町、つつじが丘北六番町、つつじが丘北七番町、つつじが丘北八番町、つつじが丘北九番町、つつじが丘北十番町、春日丘一番町、春日丘二番町、春日丘三番町、春日丘四番町、春日丘五番町、春日丘六番町、春日丘七番町、富貴ヶ丘一番町、富貴ヶ丘二番町、富貴ヶ丘三番町、富貴ヶ丘四番町、富貴ヶ丘五番町、富貴ヶ丘六番町、滝之原、すずらん台東一番町、すずらん台東二番町、すずらん台東三番町、すずらん台東四番町、すずらん台東五番町、すずらん台西一番町、すずらん台西二番町、すずらん	

		らん台西 3 番町、すずらん台西 4 番町、長瀬、奈垣、上比奈知			台西三番町、すずらん台西四番町、長瀬、奈垣、上比奈知
	(略)	(略)		(略)	(略)

2 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

改正後				改正前			
警察署の名称	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所、警備派出所及び検問所の名称及び位置	所管区	警察署の名称	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所、警備派出所及び検問所の名称及び位置	所管区
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
四日市北警察署		(略)	(略)	四日市北警察署		(略)	(略)
		三重交番 四日市市東坂部町	(略)			三重交番 四日市市東坂部町	(略)
		朝日交番 三重郡朝日町大字 柵	朝日町			朝日川越交番 三重郡川越町大字 豊田一色	川越町のうち 大字亀崎新田、大字高松、大字豊田一色、大字北福崎、大字縄生、大字当新田、大字亀須新田、大字亀尾新田、大字南福崎
		(略)	(略)			朝日川越交番 三重郡川越町大字 豊田一色	川越町のうち 大字亀崎新田、大字高松、大字豊田一色、大字北福崎、大字縄生、大字当新田、大字亀須新田、大字亀尾新田、大字南福崎 朝日町
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三重県公安委員会告示第 22 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 2 項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する告示（令和 4 年三重県公安委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

法人の名称、住所及び代表者の氏名	課程の名称	
	変更後	変更前
株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村 877 番地の 6 藤 森 康 弘	普通自動車に対する安全運転教育 (ペーパードライバー教育)	企業、各種団体等の安全運転教育

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）

退任理事

鈴鹿市深溝町 2639 番地	舘 利 久
〃 〃 1728 番地の 1	舘 久 忠
〃 〃 1626 番地	舘 謙 吾
〃 〃 4135 番地	山 野 敏 文
〃 〃 1766 番地の 1	舘 博 行
〃 〃 2693 番地	名 村 英 一
〃 〃 1720 番地	舘 唯 光
〃 〃 1647 番地の 2	近 藤 剛
〃 〃 1739 番地の 1	柴 田 勝 美
〃 〃 1644 番地の 1	舘 伯 彦
〃 〃 339 番地	小 川 一 英
〃 〃 418 番地の 2	酒 井 春 夫
〃 〃 3144 番地の 48	湯 浅 国 章
〃 石薬師町 4150 番地	小 坂 禎 男

退任監事

鈴鹿市深溝町 447 番地	舘 悦 夫
〃 〃 1371 番地の 2	舘 賢 司
〃 〃 3179 番地の 166	安 江 邦 昭

就任理事

鈴鹿市深溝町 1766 番地の 1	舘 博 行
〃 〃 2693 番地	名 村 英 一
〃 〃 1720 番地	舘 唯 光
〃 〃 1739 番地の 1	柴 田 勝 美
〃 〃 1644 番地の 1	舘 伯 彦
〃 〃 339 番地	小 川 一 英
〃 〃 418 番地の 2	酒 井 春 夫
〃 〃 3144 番地の 48	湯 浅 国 章
〃 石薬師町 4150 番地	小 坂 禎 男
〃 深溝町 2693 番地	舘 尚 材
〃 〃 1416 番地	舘 一 成
〃 〃 1738 番地	舘 親 助
〃 〃 1627 番地の 1	舘 行 則
〃 〃 1785 番地の 2	山 田 裕 樹
〃 〃 89 番地の 1	山 中 嘉 彦

就任監事

鈴鹿市深溝町 447 番地	舘 悦 夫
〃 〃 1647 番地の 2	近 藤 剛
〃 三畑町 155 番地の 2	舘 美 津 子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農業用排水施設整備）志摩中南部地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 8 月 31 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 縦覧の場所
志摩市産業振興部農林課（志摩市阿児町鶴方 3098-22）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農地防災）志摩中南部地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 8 月 31 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 縦覧の場所
志摩市産業振興部農林課（志摩市阿児町鶴方 3098-22）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農道整備）志摩中南部地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、こ

の計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年8月30日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年8月31日から同年9月29日まで
- 3 縦覧の場所
志摩市産業振興部農林課（志摩市阿児町鶴方 3098-22）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和4年8月30日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年8月22日から同年11月28日まで
- 3 作業地域
伊勢市大湊町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年8月30日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年7月11日から令和5年1月26日まで
- 3 作業地域
三重郡川越町大字豊田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年8月30日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年9月1日から同年12月8日まで
- 3 作業地域
三重郡朝日町大字柿

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合から次のとおり理事の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

退任理事

藤村 昭洋

三重郡菰野町大字潤田 982 番地

北川 誠

三重郡菰野町大字潤田 1063 番地 1

就任理事

伊藤 正和

三重郡菰野町大字潤田 1078 番地

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 8 月 17 日	亀山市布気町字角垣内 108 ほか 14 筆ほか	鈴鹿市若松東 3 丁目 19-29 有限会社アサノ 代表取締役 浅野 哲也
令和 4 年 8 月 19 日	度会郡玉城町積良字くもか 58-2 ほか 3 筆	伊勢市宮後 3 丁目 7-31 株式会社 K A E T S U プレシジョン 代表取締役 加藤 確春

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 8 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 物品等の名称及び数量 パルスオキシメータ 5,000 個
- 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム
- 契約の相手方を決定した日 令和 4 年 7 月 28 日
- 契 約 の 相 手 方 三重県津市栗真中山町大縄手 196 番地
株式会社八神製作所津営業所 所長 村瀬 大志
- 契 約 金 額 44,550,000 円（うち消費税及び地方消費税 4,050,000 円）
- 決 定 手 続 随意契約
- 随 意 契 約 の 理 由 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に
該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>